平成２２年（フ）第１８２３号
広島市南区仁保新町２丁目２番29―703号
債務者　重光洋子こと　辛　　洋子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６２号
香川県坂出市青葉町５番２号
債務者　長澤　玲子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第７１４号
鹿児島県鹿児島市下荒田３丁目21番23号リーベンパレス下荒田102号
債務者　宮城　裕美
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７５５号
鹿児島県鹿児島市上之園町９番地７　シャトル21―401号
債務者　大竹　由子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７５７号
鹿児島県鹿児島市谷山中央６丁目41番17号
債務者　元津満寿美
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７６３号
鹿児島県鹿児島市平川町1210番地
債務者　中野　広明
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７８９号
鹿児島県鹿児島市松原町２番18―1007号
債務者　瀬戸あゆみ
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８０４号
鹿児島県鹿児島市西田３丁目７番23号柳原コーポ102号
債務者　徳重　順二
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８１５号
鹿児島県鹿児島市古里町220番地
債務者　山下　榮子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８５号
鹿児島県南九州市川辺町田部田6209番地１
債務者　前野　葉子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第４２４号
茨城県稲敷郡阿見町南平台１丁目26番地４
債務者　高橋　秀武
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第４８９号
石川県河北郡津幡町字能瀬井18番地19
債務者　北嶋　孝幸
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５９７号
石川県かほく市高松フ13番地１、従前の住所
石川県かほく市長柄町ヨ146番地１
債務者　森　　敦子（旧姓早川）
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２８６号
滋賀県蒲生郡日野町大字上野田865番地
債務者　中野他家子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第２８７号
滋賀県蒲生郡日野町大字上野田865番地
債務者　中野　耕平
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第２９２号
滋賀県東近江市佐野町67番地８、前住所滋賀県東近江市佐野町610番地９、前々住所滋賀県東近江市佐野町615番地１
債務者　吉海　良二
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１５２２号
京都市伏見区久我石原町３番地16　コーポ藤井304号
債務者　八田　啓子（旧姓奥田）
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係